

第5章 計画の推進

1 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、府民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫を凝らすとともに、(財)世界人権問題研究センターや大学における専門的な研究や、国際社会における成果についてもその活用を図ることとします。

3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅

広い年齢の、そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を作成して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる府民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアやインターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間（5月1～7日）、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。更に、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクールやワークショップ、車椅子体験研修など）を積極的に取り入れるとともに、府民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

4 国、市町村、民間等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、市町村等の公共団体のみならず、民間団体との連携が不可欠です。

京都府においては、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発推進会議や府域の行政機関で構成する京都人権啓発行政連絡協議会、京都地方法務局を中心とし京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する人権啓発活動ネットワーク協議会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開しています。

特に、住民に最も身近な行政を担当する市町村が、地域や住民の実情を踏まえてきめ細かい人権教育・啓発に取り組むことが重要であることから、引き続き、指導者養成研修会を充実するとともに、市町村が行う取組を支援します。

さらに、NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していただけるよう連携を推進します。

5 調査・研究成果の活用

(財)世界人権問題研究センターでは、人権問題について広く世界的な視野に立った総合的な調査・研究が行われ、また広く府民を対象とした各種の講座も開催されています。

人権教育・啓発の推進に当たっては、こうした調査・研究の成果を積極的に活用し、人権に関する質の高い、最新の知識の普及に努めます。

なお、今後の調査・研究については、人権の保障をめぐる国内外の様々な取組や人権に関する諸問題について、歴史的、社会的、総合的に究明することと併せて、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための具体的な方法論を明らかにすることも重要になっており、(財)世界人権問題研究センターや大学等の研究機関において、こうした面でも研究が推進されることを期待します。